

(仮称) 三次市糸井太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

1 全体的事項

- 準備書の作成や発電設備の検討に当たっては、専門家等の助言を得ながら、最新の知見科学的見地に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行うとともに、各環境影響評価項目について実施する調査の詳細な内容、予測及び評価の手法とその選定の考え方等の必要な情報を具体的かつ正確に記載し、一般にもわかりやすい表現とすること。
- 今後の検討を進めるに当たっては、十分安全に配慮し、地域住民や地元自治体等への積極的な情報提供や説明等により相互理解を図ること。
- 本事業は、再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガスの削減による気候変動対策への寄与などを目的としているが、ゴルフ場内の樹木の伐採による吸収量の減少等を踏まえて、事業全体での温室効果ガスの削減を考慮すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境（大気質、騒音及び振動）

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居等が存在するため、工事用資材等の搬出入車両等による影響、また、パワーコンディショナ等の騒音の発生源となる設備による影響に配慮し、適切に調査、予測及び評価し、回避又は極力低減すること。

(2) 水環境

対象事業実施区域周辺では水稻の栽培などが行われており、また、下流の馬洗川等では内水面漁業が行われていることから、工事の実施に伴う濁水の発生、施設の供用に伴う表流水の増加など、水環境への影響が懸念される。また、近年は記録的豪雨が頻出していることを鑑み、高降雨強度となった場合も想定し、排水設備等については適切な配置等となるよう検討するなど、水環境への影響を適切に調査、予測及び評価し、回避又は極力低減すること。

(3) 地形及び地質、地盤

本事業の実施に際しては、ゴルフ場として整備された現状の地形をできる限り活用する計画であるが、一部で、土地の造成等の切土・盛土による土地改変を行い、土地の崩落又は流出による水環境等への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価し、重大な影響を回避、低減すること。

(4) 反射光

周辺の住宅や施設等へ影響がないよう、太陽光パネルの設置に当たっては、設置場所、向き等を配慮し、反射光について適切に調査、予測及び評価し、回避又は極力軽減すること。

(5) 動物、植物及び生態系

- 工事の実施、施設の存在及びその管理により、生息・生育環境の変化や植物相の変化など、動植物への影響が考えられる。このため、土地の改変を最小限とすることはもとより、動植物及び生態系への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を適切な施設の管理等に反映させること。
- 適切な残置森林等の保全を含め、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変による影響が生じないよう、対策を講じること。

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

- 中国山地の変化に富む山並み、豊かに広がる自然景観等の良好な景観を損なわないようにすること。
- 事業実施想定区域内には文化財（古墳）が存在するため、適切に保存すること。
- 当該対象事業実施区域は、三次市景観条例における景観計画重点区域の区域外であるが、里山や農村集落の景観が保存された地域であり、雲海など三次市独特の良好な景観資産を損なわないようにすること。

(7) 廃棄物

- 伐採樹木など工事の際に発生する廃棄物については、法令に従い適切に分別し、地元と調整し、処理又は可能な限り有効利用を行うこと。
- 廃棄される太陽光パネルについては、環境省のガイドライン等に従う他、効率的な処分や再生利用手法に関する情報収集に努め、可能な限り有効利用を行うとともに、有効利用できないものについては適正処理を行うこと。